

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 手数料額 令和5年6月

<性能向上計画認定(第35条第1項)・計画変更(第36条第1項)>

(単位:円)

申請の種類			認定申請			変更認定申請				
			適合証有	適合証無		適合証有	適合証無			
				誘導仕様基準	その他		誘導仕様基準	その他		
一戸建て住宅			200㎡未満	5,100	20,000	34,400	3,700	14,000	24,200	
					200㎡以上	22,000		38,400	15,000	27,000
一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分	300㎡未満		9,700	38,000	69,100	6,900	26,000	48,500	
		300㎡以上 2,000㎡未満		21,000	66,000	116,000	15,000	46,000	81,000	
		2,000㎡以上 5,000㎡未満		46,000	118,000	196,000	32,000	83,000	138,000	
		5,000㎡以上		81,000	179,000	281,000	57,000	125,000	197,000	
	非住宅部分	モデル建築物法	300㎡未満		9,700		87,100	6,900		61,100
			300㎡以上 1,000㎡未満		16,700		110,700	11,800		77,600
			1,000㎡以上 2,000㎡未満		27,100		145,700	19,100		102,100
			2,000㎡以上 5,000㎡未満		80,400		235,700	56,400		165,100
			5,000㎡以上 10,000㎡未満		128,000		309,000	90,000		216,000
			10,000㎡以上 25,000㎡未満		161,000		371,000	113,000		260,000
			25,000㎡以上		201,000		435,000	141,000		305,000
		標準入力法等	300㎡未満		9,700		227,100	6,900		159,100
			300㎡以上 1,000㎡未満		16,700		284,400	11,800		199,200
			1,000㎡以上 2,000㎡未満		27,100		367,100	19,100		257,100
			2,000㎡以上 5,000㎡未満		80,400		523,700	56,400		366,700
			5,000㎡以上 10,000㎡未満		128,000		646,000	90,000		453,000
			10,000㎡以上 25,000㎡未満		161,000		763,000	113,000		535,000
			25,000㎡以上		201,000		871,000	141,000		610,000

- ※1) BEST省エネ基準対応ツール(省令第1条第1項第1号ただし書及び第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー性能を適切に評価できる方法と認める評価方法)について、手数料の額は、「標準入力法等」と同額とする。
- ※2) 複数建築物に係る性能向上計画認定の申請の手数料の額は、申請建築物に係る申請手数料額及び他の建築物の申請手数料額を合算した額とする。
- ※3) 複数建築物に係る性能向上計画認定の計画変更の申請の手数料の額は、変更を行う建築物の計画変更申請手数料額を合算した額とする。ただし、新たに他の建築物を追加する場合は、申請手数料額を合算する。
- ※4) 認定申請に併せて確認申請が提出された場合は、計画通知手数料(＝確認申請手数料。昇降機がある場合は昇降機分)を加算する。
- ※5) 認定申請に併せて特定建築基準適合審査が含まれる場合には、特定建築基準適合審査手数料を加算する。
- ※6) 手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。
- ※7) 住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみの申請のときの手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計とする。
- ※8) 性能向上計画認定において、共同住宅の共用部分を除くことができる。この場合の手数料の額は、当該住宅部分全体の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。